

Q&A (事業全般に関するご質問)

No.	質問	回答
申請要件		
1	様式1 応募申請書の代表者は誰にすればよいですか。	代表取締役社長等、法人格の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。
2	実施計画書様式2の「事業実施の代表者」は誰にすればよいですか。	実際に補助事業を行う部署の責任者(部長等)としてください。
3	実施計画書様式2の「事業の窓口となる方」は誰にすればよいですか。	補助事業に関わる業務を実際に行い、機構と連絡を取り合える方としてください。
4	共同申請の場合、応募申請書に共同実施者の押印は必要ですか。	応募申請書(様式1)に別紙(様式任意)を添付して頂き、共同実施する旨を明記したうえで、共同実施となる各事業者の代表者印を押印してご提出頂きます。
5	申請要件にCO2削減量に条件がありますか。	高いにこしたことはありませんが、採点基準の一つという位置付けです。採点項目・基準については明らかにできません。
申請方法等		
6	申請窓口はどこですか。	一般財団法人環境優良車普及機構「物流CO2削減対策事業」執行グループが窓口となります。
7	申請書は持込みでも構いませんか。	郵便、総務大臣の許可を受けた事業者が扱う信書便での送付あるいは持参(平日9時から17時まで)とします。
8	同一の事業で、複数の場所での工事で補助申請を行う場合、どのように申請すればよいですか。まとめた申請は可能ですか。	事業者毎に複数の場所での工事をまとめて申請することも可能ですし、別々に申請することも可能です。まとめて申請する場合、事業の一部が採択されることはありません。ただし、物流拠点の低炭素化促進事業については、物流施設を申請単位としてください。
9	応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類(見積書)等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。	応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書を元に作成いただいてもかまいません。なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。
10	応募申請の様式は決まっていますか。	応募申請書【様式1】、実施計画書【様式2】、経費内訳【様式3】は、必ず所定の様式を使用してください。様式2及び3については、各事業ごとに使用する様式が異なりますので必ず応募を希望する事業の様式か確認してください。
応募申請時の提出書類		
11	添付書類の見積書や請求書および領収書は、様式の指定がありますか。	指定の様式はありません。各社の様式により提出いただいて構いません。
12	応募書類について、企業パンフレット等業務概要や経理状況説明書の提出が求められておりますが、市町村が申請者の場合は添付は不要ですか。	パンフレット等業務概要は不要です。経理状況の説明書は、代替として、今年度の当該事業に係る予算措置がわかる資料を提出してください。

13	各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しているものです。提出書類として、この資料のような形でよろしいでしょうか。	問題ありません。
14	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書等経理状況がわかる書類を提出してください。
15	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	不要です。
16	所要経費の欄の基準額には何を記載すれば宜しいですか。	基準額が設定されている事業は、「31ftコンテナ導入促進事業」だけです。その他の事業に応募される場合には、「基準額」の欄には「-」をご記入ください。
17	申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	個別での相談は可能ですが、総合的に判断が必要なため原則メールでご相談いただきますようお願いいたします。
申請の辞退等		
18	応募申請後、施主都合等により補助金申請を辞退する必要がある場合、どのように対応すればよいですか。	交付決定前の辞退は可能です。交付決定後に補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止(廃止)承認申請書(様式6)を提出し、機構の承認を受ける必要があります。
共同申請		
19	共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。	③鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業の場合を除き代表事業者は、補助事業の全部または一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。
20	補助事業の実施期間が単年度となっている場合、事業はいつまでに何を行えばよいですか。	2月末日までに事業を完了(検収確認・竣工確認等)してください。また、発注先への支払いを原則として完了させてください。(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可と、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を機構に提出してください。)
21	複数年度事業の申請方法はどうかすればよいですか。	補助事業経費を年度毎に明確(何をいつまでに実施するのか明らかにする)にして申請をしてください。様式3(経費内訳書)については、全事業期間分および28年度分を別々に作成してください。採択後は年度ごとに交付申請を行い、交付決定後に契約・発注を実施することになります。
22	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも補助対象となりますか。	初年度に補助対象経費が発生しなければ補助対象となりません。
23	複数年度事業で応募し、今年度採択された場合で、次年度も必ず採択されることとなりますか。	次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

補助事業で導入した財産の処分		
24	補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要が生じた場合は、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上の財産です。これを処分の制限期間に処分する時は機構に申請し承認を受けなければなりません。処分制限期間は、その財産の法定耐用年数になります。 なお、法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)となります。
補助対象経費		
25	補助対象経費とは何を指しますか。	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り、各事業の補助対象経費の区分・費目は、公募要領P20 4. (3)、別表第1、別表第2を御確認ください。
26	補助対象外経費に当てはまるものはどのようなものがありますか。	補助対象外となるのは下記の経費等です。 ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、設備、周辺機器、法定必需品等に係る経費 ・経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下したものを劣化等前までに回復させることに係る経費。 ・既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用(当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む) ・本補助金への応募・申請等に係る経費 ・官公庁等への届出等に係る経費 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等 消費税も原則対象外となりますが、詳細は問42をご覧ください。
27	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	採択通知に記載された採択額が補助金交付金額の上限になります。採択額を超える補助金交付申請はできません。
補助額		
28	申請件数が想定を超えた場合、補助額に何らかの影響がありますか。	申請件数に限りはありません。公募期間内の申請すべてを対象に機構が設置する委員会において厳正な審査を行い、予算の範囲内で補助事業者を選定します。
補助事業における発注		
29	業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	問題ありません。
30	工事業者等への補助事業の発注(契約)はいつ行えばよいですか。	交付決定日以降に行ってください。
31	交付決定日に既に業者発注している場合、補助対象となりますか。	補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程第15条で定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
32	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。	競争入札もしくは、三者以上による見積り合わせを行ってください。
33	入札手続き等の準備は交付決定前に進めていてもよいですか。	問題ありません。

34	見積り合わせを行う場合、「三メーカーのLED照明(同等のスペックのもの)を比較」と、「同じ商品で、三つの販売先を比較」のどちらが正しいですか。	契約・発注先の候補三者以上から見積書を取得し比較してください。メーカーが違う場合は、同等のスペックのものであることを確認します。 ひとつの代理店・商社から三メーカーのLED照明の見積書を取得した場合は競争原理が働いたことにはなりません。 別の業者三者以上から見積りを取ってください。
35	発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解しているが、弊社は、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としている。補助事業の場合でも随意契約できますか。	補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。この場合、交付申請の際に随意契約となる理由書を提出し、機構の承認を得る必要があります。
36	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事(全額自己負担)も同時に発注することは可能でしょうか。	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください。
利益等排除		
37	様式2(実施計画書)に記載のある補助対象経費の調達先について、「100%同一資本に属するグループ企業」がありますが、原則入札行為としている中で、こういったケースでここを選択できるのでしょうか。	入札、三社見積りの結果、グループ企業が一番安価で決定した場合です。
圧縮記帳		
38	圧縮記帳は適用されますか。	適用されます。ただし、「事務費」については、適用されません。圧縮記帳を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、ご不明な点は、所轄の税務署等にご相談ください。
他の補助金との併用		
39	他の補助金と併用は可能ですか。	国からの他の補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)を受ける場合は、補助対象外となります。重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、どちらかのみを受給となります。 地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(当機構)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。 なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、当機構の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、当機構からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。 以上から、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。
代替元設備の処理		
40	代替元設備の処置はどうすればよいですか。	廃止の届出等は必要ありません。もしスクラップ収入等があった場合は「寄付金その他の収入」に記載いただき総事業費から差し引きます。

消費税		
41	消費税は補助対象となりますか。	消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。 ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者 ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者
事業報告書		
42	補助事業完了後3年間報告義務がある「事業報告書」を作成するにあたり、使用電力量を計測するためのメーターは補助対象に含めてよろしいでしょうか。	メーターにつきましては、補助対象外となります。 新設設備の個別の消費したエネルギーを測定するメーターが無い場合は、運転稼働実績等から消費エネルギーを推定して算出を行うことで可とします。
43	稼働増などにより、CO2削減目標値を達成できなかった場合にはどのような報告が必要でしょうか。	事業報告の際、CO2削減量の目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的にお示しいただくことになります。また、今後の対策(案)を提示いただくこともあります。
44	事業報告書において、実績報告書に記載したCO2削減量の達成率が低かった場合、ペナルティはありますか。	CO2の削減等当初の計画と大きく乖離している場合は、補助金の返還をしていただく可能性があります。
ファイナンスリース		
45	ファイナンスリース取引とは、どのようなリース取引ですか。	当該リース取引を途中で解約できず(ノンキャンセラブル)また、当該リース資産に係るコストをすべて負担する義務(フルペイアウト)を負うリース取引のことです。
46	転リース取引は当該補助の対象となりますか。	補助対象となりません。ただし、燃料電池式フォークリフトの導入については、補助対象として認められます。
47	リース契約を締結する場合、「リース料金が月毎に変動するような形態」の契約は認められますか。	補助金がリース契約の中に反映されていれば、リース金額が変動するリース契約も認められます。
48	リース会社が申請した場合で、補助金返還にあたる事由があった場合、補助金を返還するのはリース会社でしょうか。	代表申請者であるリース会社に返還命令が出されます。
その他		
49	補助金の入金はいつになりますか。	機構から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただき、その後機構から補助金を支払います。
50	補助金は誰に振り込まれますか。	補助金は機構から直接申請者に振り込みます。
51	法定耐用年数の期間内に会社の社名変更や合併により使用者名が変わった場合、補助金の扱いはどうなりますか。	社名変更や合併による使用者名の変更であることが、登記簿謄本等で確認できれば、補助金の返還の必要はありません。ただし、変更等の手続が必要となりますので、機構にご相談ください。
52	補助対象となる設備・機器等を購入し、補助を受けてすぐに売却することは認められますか。	認められません。法定耐用年数の期間内に財産処分すると、補助金の返還が求められます。

53	法定耐用年数の期間内に、使用者を支店から本店に変更することは構わないでしょうか。	会社の組織内での使用者名の変更の場合、補助金の返還の必要はありません。ただし、変更承認申請等の手続きが必要となります。
54	事業の執行途中に視察はありますか。	事業の執行状況の確認を含めて、現地調査を行なう場合があります。

Q&A (1.モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム促進事業)
①鉄道・海上輸送への転換促進事業

No.	質 問	回 答
設備		
1	車両を導入する場合、中古車両も補助対象となりますか。	補助対象となります。
2	補助対象としてトラクターヘッドは認められますか。	補助対象となります。ただし、当該トラクターヘッドの導入により、モーダルシフトが促進されることが必要です。
3	補助対象としてトップリフターは認められますか。	補助対象となります。ただし、当該トップリフターの導入により、モーダルシフトが促進されることが必要です。
申請		
4	様式2(実施計画書)には、輸送を計画している貨物・区間等を記載させて頂き、「荷主の企業名」は記載しませんが問題ないでしょうか。	問題ありません。
5	「メーカー→元請→当社→実輸送会社A・B」で輸送を行う場合、事業実施の事業者または共同事業者として、全業者による応募申請が必要でしょうか。	補助事業を共同で実施する場合には、御社が代表事業者として応募申請を行い、他の事業者を共同事業者とします。 (補助事業に参画する全ての事業者が公募要領 6ページ ウ補助事業者に該当していることが必要です。)
6	「輸送に使用する被けん引自動車の購入者・所有者が当社、使用者が子会社」の場合、申請は可能でしょうか。	御社が申請者として、応募申請可能です。
7	実施区間に係る前年度のエネルギー使用量には裏付けとなる資料が必要ですか。	必要です。
8	貨物輸送を実施する貨物運送事業者等が設備・機器の導入をする場合で、様式2の資金回収年数を計算する際の、「ランニングコストの減少額」はどのように算出したらよいでしょうか。	①本モーダルシフト前後の輸送を異なる貨物運送事業者が担う場合・・・シフト後の貨物運送事業者にとっては、シフト前のランニングコストは0なので、シフト後の輸送による利益額を減少額として算出してください。 ②本モーダルシフト前後の輸送を同一貨物運送事業者が担う場合・・・この場合、シフト前後でランニングコストの比較が可能かと思えますので、運送経費の差分を減少額として算出してください。

Q&A (1.モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム促進事業)
②31フィートコンテナ導入促進事業

No.	質問	回答
要件		
1	補助対象外である「特定の荷主が利用する場合」とは、どのような場合ですか。	特定の荷主が利用する場合とは、例えば ・当該補助コンテナに荷主名が記載されている場合 ・当該補助コンテナは当該荷主専用である旨が契約上なされている場合 ・当該補助コンテナに積載する貨物の特性(臭気が他の貨物に移る等) 以上のようなケースとなります。
2	老朽化した31フィートコンテナを本補助事業で新しいものに代替したいのですが、補助対象になりますか。	既存の31フィートコンテナを代替するものは補助対象外となります。
3	現在、他社保有の31フィートコンテナを借用し、鉄道輸送を行っています。来年度に31フィートコンテナのリース契約が解約されるため、弊社にて31フィートコンテナの新規購入を考えておりますが、この場合、補助対象となるでしょうか。	本事業では、代替導入は補助対象とはならず、新規導入が補助対象となります。また、新規導入により、コンテナ数が現在所有するコンテナ数よりも増加する事が要件となります。例えば、現在3本のコンテナをリースしている場合、リース契約を解約し、同数の3本のコンテナを購入するだけでは「輸送量の増加に資さない」ため、補助対象外となります。4本購入するのであれば、1本が補助対象となります。

Q&A (1.モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム促進事業)
③共同輸配送促進事業

No.	質問	回答
要件		
1	大型トラックの導入により、積載効率向上と、それによる輸送回数の減少によってCO2排出量を削減するような事業を、単独の荷主と単独の運送事業者が行う場合、補助対象となりますか。	複数の荷主の貨物を、共同で運ぶ事業への補助となります。荷主が単独の場合、補助対象なりません。
2	共同輸配送のための集約センター等を導入し賃貸した場合、賃貸費用は補助対象となりますか。	賃貸費用は補助対象なりません。共同輸配送のための車両・輸送機材・荷役機器等、共同輸配送のための情報機器等が補助対象となります。
3	共同輸配送を行うために、車両の運行を管理するシステム(ソフトウェア)の導入は、補助対象となりますか。	補助対象となります。そのソフトウェアがどのような役割を果たすのかを明らかにした資料を添付し、応募申請を行ってください。
申請		
4	共同輸配送を行う荷主全社を共同事業者として申請する必要がありますか。	どの荷主企業での共同輸配送であるか明記していただきますが、必ずしも全社を共同事業者記入する必要はありません。

Q&A (2.物流拠点の低炭素化促進事業)

No.	質問	回答
要件		
1	新倉庫を建設するのですが、新しい倉庫の照明のLED照明は補助対象になりますか。	既存の倉庫の代替として新倉庫を建設する場合(スクラップ・アンド・ビルド)、もしくは、既存の複数の倉庫機能を新倉庫に移転し集約する場合で、その対応関係が明確に認められる場合は、補助対象となります。
2	倉庫業の許可を得ていますが、営業倉庫でなく、本社ビルも補助対象となりますか。	補助事業の対象となるのは営業倉庫(倉庫業法の登録の際申請している倉庫)のみとなり、本社ビルは補助対象外です。
3	他社所有の倉庫をテナントで借りています。他社倉庫内の自社設備の更新は補助対象となりますか。	借りているスペースを自社で営業倉庫として登録していれば可能です。
4	複数ある倉庫のうち、1棟のみLEDに変更し、CO2の削減を検討しておりますが、総合の電気メーターで計測しているため、変更部分のみの計測ができません。CO2削減量(率)は理論値でもよろしいですか。	可能であれば計測器により実測値を出して頂きますが、計測器は補助対象外であるため、取り付けが困難であれば理論値でも結構です。
5	工事終了後も継続してデータの算出及び提出する必要がありますか。	補助事業完了後、その年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に事業報告書の提出が必要です。
6	導入する設備の価格に最低金額はありますか。	導入する設備の価格に最低金額はありません。
7	本事業の補助額の上限は、1事業当たり5,000万円とありますが、1つの物流施設にLED照明機器、断熱パネルの2つを導入する場合、2つ合わせて5,000万円が上限でしょうか。	施設全体でひとつの申請にして頂きますので、この場合、2つ合わせて5,000万円が上限となります。
8	リース利用の場合、ファイナンスリース会社がISO14001を取得していれば、実施計画書の【その他環境配慮への取組み】に記載することは可能でしょうか。	応募申請書の【その他環境配慮への取組み】には、リース会社でなく設備を導入する会社・事業所としてのISO認証取得状況を記載してください。
9	新設の物流センターに低炭素化に資する設備が設置される場合物流センター全体が補助金の対象になりますか。	対象となるのは、導入する設備単位となります。
10	公募要領に記載されているISO14001、グリーン経営等の認証関係は必須条件でしょうか。	必須条件ではありません。
設備		
11	「太陽光発電設備(蓄電池含む)」で、パワーコンディショナー等は補助対象となりますか。	パワーコンディショナーや接続箱等、補助事業を実施するために必要な設備と認められるものは補助対象設備になります。
12	太陽光パネルの設置に際し、屋根面への遮熱及び耐荷重の強化は補助対象ですか。	屋根面の遮熱及び耐荷重の強化等につきましては補助対象外となります。
13	既存の照明をLED照明にしたいのですが、施設全体でなく、一部の更新でも補助対象となりますか。	一部の更新でも補助対象となります。
14	既存のエンジンもしくはディーゼルフォークリフトを、新規にバッテリー車もしくはLPG車へ変更する場合も、対象設備に該当するのでしょうか。	定格荷重3t未満かつ電動式のフォークリフトであれば、補助対象となります。
15	フォークリフトを導入した場合、オプションも補助対象となりますか。	代替される既存のフォークリフトに装備されているオプションと同等なもので、当該倉庫での荷役業務に必要なものでしたら補助対象となります。

16	電動フォークリフトの充電器設備は対象ですか。	当該事業に必要なものでしたら補助対象となりますが、充電器設備のみの導入は補助対象外です。
17	古いバッテリーフォークリフトの入替えは対象でしょうか。	既存のものよりCO2削減が見込めれば、応募申請可能です。ただし、経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下した設備を劣化等前までに回復させるもの(古くなったバッテリーを新しいバッテリーに交換する等)は対象外です。
18	設備を導入する場合、古い設備と新しい設備を併用できますか。	基本的に古い設備は代替えし、取っ払う必要があります。
19	垂直型連続運搬装置には、エスカレータ方式とエレベータ方式があります。エレベータ方式でも申請可能ですか。	消費電力の削減等、既存設備よりCO2削減効果が出せれば申請は可能です。
20	自動仕分け装置を新たに導入する場合は、対象となりますか。	単純な追加や増設は対象となりません。
21	フォークリフトの代替に台数条件はありますか。	台数の制限はありません。ただし、上限額が設定されています。
22	既存設備より効率が良いものとは、どう判断するのですか。	最終的には、消費電力を用いてCO2削減効果が確認できれば構いません。
23	変圧器の更新を行います。現在100KVAから200KVAに容量を変更したいのですが、補助申請可能ですでしょうか。	容量の変更は可能です。ただし、それによりCO2排出量が増大する場合は補助対象外になります。
申請、その他		
24	事業実施の事業者名は、法人名ではなく申請する物流施設名でしょうか。	事業者名には法人名を記入してください。営業所等の名称は、補助対象となる物流拠点の概要欄に記入してください。
25	会社全体で20台バッテリーフォークリフトの購入を予定しておりますが、施設ごとに申請した場合、施設によっては、1台の購入となります。それでも申請は施設ごとでしょうか。	その通りです。施設ごとの申請となります。
26	ISO14001等の取得状況の対象の記載は、会社全体の実績、もしくは申請する倉庫単独の取得を記載するのですか。	会社全体の実績のうち補助対象施設が含まれているものであれば記載し、その認定通知書等の写しを添付してください。
27	経費内訳は、見積内容が機械器具費と工事費が別々でも構いませんか。	経費内訳は、公募要領の費目別に記載しますが、記入内容と根拠資料(見積書)が整合できれば、問題ありません。
28	倉庫の隣地には事務所が併設しており、使用電力は一括管理され、倉庫単独で把握することができません。そのため事業実施前の比較データがなく、事務所を含めた使用電力の比較で応募及び実績報告等は可能ですでしょうか。	計算で構いませんので、対象施設のみの使用電力を算出し、根拠資料等を添付してください。
29	ファイナンスリース契約を行う場合、補助対象経費は、「本体価格」と「リース料総額」のどちらですか。また、補助金相当分の減額を証明できる書類は、リース料の見積書でよろしいですか。	設備導入費用(本体価格等)が対象です。またリース料の内訳等、内容が確認できる資料を添付してください。
30	公募要領に、ファイナンスリースの場合、「法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容」とありますが、LEDの法定耐用年数が15年ですので、リース契約期間も15年とする必要があるのでしょうか。	その通りです。リース期間が15年未満の場合、15年間は再リースを行う旨をご記載ください。

31	<p>補助金により取得した資産は、貸借対照表上の”有形固定資産”に計上することが必須でしょうか。LED照明への代替については、会計処理上は一括費用処理し、別途「取得財産等管理台帳」により現物管理できればよいでしょうか。</p>	<p>御社会計処理については、御社のご判断で処理して差支えありませんが、補助金により取得した財産につきましては、明確に経理を区分し適正に管理する必要があります。取得財産管理台帳については、減価償却等の会計処理は不要であり、現物管理が出来ていれば問題ありません。</p>
32	<p>LEDの法定耐用年数である15年以内に照明器具の入替(寿命によるもの)を行った場合、補助金返還を行うこととなるのでしょうか。</p>	<p>照明器具一体型のLED(水銀灯代替タイプ等)で、法定耐用年数内での寿命により交換が必要な場合は、財産処分の申請が必要となる場合があります。(単体で50万円以上の場合)</p>
33	<p>本事業の補助により導入する設備等について、国から他の助成金を受けてはならないという条件がありますが、過去に助成金を受けていた場合も当てはまりますか。</p>	<p>今回、補助を行う事業において、国から他の補助金を受けてはならない(重複受給になってはならない)ということですので、過去のもは当てはまりません。ただし、当該補助事業の財産処分基準に則した手続きが必要となる場合がありますので、ご確認ください。</p>
34	<p>今回応募申請をしようとしている会社は複数の倉庫を所有していますが、その中の1つの倉庫を他の補助金の対象とし、別の場所にある倉庫を本事業の補助金の対象とするというように使い分けることは可能でしょうか。</p>	<p>物流施設ごとの申請となっておりますので、申請した倉庫以外の施設において他の補助金を受けることは、問題ありません。</p>
35	<p>倉庫業の許可またはトラックターミナル事業の許可は、申請時点で必要ですか。</p>	<p>申請時点で必要です。</p>

Q&A (4.災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化促進事業)

No.	質問	回答
要件		
1	補助事業名にある「災害等非常時にも効果的な」とは、例えばどのようなものになりますか。	例えば、トランスファークレーンのエンジン発動機を、災害等での停電時に発電機として活用できるような仕様のを指します。
2	補助事業の要件にある「先進的技術を用いた設備等」とは、例えばどのようなものになりますか。	例えば、トランスファークレーンでは巻き下げ時のエネルギーを回生し利用することができるような仕様のを指します。
3	クレーン等の納入に係る運搬費は補助対象経費となりますか。	補助対象となります。
4	クレーン等で、今年度に発注し、完成と納入が来年度になるものは複数年度事業として補助申請の対象となりますか。	事業経費区分を年度毎に明確に区分した実施計画書を提出頂ければ可能です。例えば、今年度はエンジン発動機を購入し、翌年度に残りの部品の購入及び組立を行う等です。
申請		
5	「実施計画書作成に当たって地方整備局等と事前に調整を行うこと」とありますが、どのようなことを調整するのでしょうか。また、調整などの結果の概要等とはどのようなものになりますか。	今回、応募申請する事業と、今後の港湾の開発計画等の方向性が合致していることの確認を行い、調整結果の概要(議事録等)を添付してください。
設備		
6	補助対象設備には、どのようなものがありますか。	たとえば、電動トランスファークレーン、HB型ストラドルキャリア等が補助対象となります。

以上